

# 国民年金だより



## ◆11月30日は「年金の日」です

厚生労働省では、国民の皆さんに「ねんきんネット」等を活用して、将来の生活設計について考えてもらう日として、11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、「自身の年金記録と年金の見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？」  
↓ねんきんネットは、以下のQRコードから登録し、利用できます。



## ◆令和7年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

一つで、その年の課税所得から差し引くことにより、所得税や住民税の負担を軽減することができます。

控除の対象は、その年に納めた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も控除の対象になります。

整や確定申告の際に、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」又は領収書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。

**●年末調整を行う方へ**  
勤務先で年末調整を行う方は、「給与所得者の保険料控除申告書」に必要事項を記載の上、勤務先に控除証明書を提出してください。

**●確定申告を行なう方へ**  
自営業者や年末調整を行わない方は、確定申告で国民年金保険料控除を申請することができます。

### 【便利な手続方法】

勤務先が年末調整の電子化に対応している方やe-Taxを利用して確定申告をしている方は、控除証明書の電子送付の利用が便利です。郵送よりも早く受け取ることができます。簡単に年末調整や確定申告することが可能になります。

### ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
☎ 26-19026  
日本年金機構旭川年金事務所  
☎ 0166-25-56006



### ◆国民年金保険料を納付していない期間がある場合

保険料を納付していない期間がある場合は、お手元の納付書で納付ができます。

納付書がない場合は、再発行が可能ですが、旭川年金事務所に連絡してください。

## ◆年金事務所への年金相談や手続の際は、事前予約

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や各種手続について、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

①予約は、相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。